



平成 24 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 鈴 木
代表者名 代表取締役社長 鈴木教義
(コード：6785、東証第二部・JASDAQ)
問合せ先 取締役経理部長 倉田 一
(TEL. 0 2 6 - 2 5 1 - 2 6 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 20 日開催の取締役会において、平成 24 年 9 月 27 日開催の当社第 43 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の件

(1) 定款変更の目的

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第 33 条 (条文省略) (新設) (新設)	(監査役の選任) 第 33 条 (現行どおり) <u>3. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において、補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第 34 条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第 34 条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 9 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 9 月 27 日

2. 補欠監査役候補者の選任

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かわ べ ゆう すけ 河 辺 悠 介 (昭和 5 2 年 8 月 15 日生)	平成 21 年 12 月 第二東京弁護士会登録 平成 21 年 12 月 弁護士法人むらかみ入所 平成 24 年 2 月 長野県弁護士会登録 平成 24 年 3 月 河辺法律事務所 設立 所長 (現任)	— 株

以上